

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成30年1月16日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年2月15日から同年3月7日まで縦覧に供する。

平成30年2月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
観音寺市大野原町萩原土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 東中村地区	観音寺市経済部農林 水産課
観音寺市大野原町紀伊土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 福田原中井地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 山谷池地区	〃
五郷土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 谷上1号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 谷上2号地区	〃
観音寺市大谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 赤岡下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 早本地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 東村地区	〃